

# フランス革命と人権宣言

前 川 貞 次 郎

【要約】フランス革命の間に、いくつかの人権宣言が作られている。公けに発布されたり、起草されたものでも、有名な一七八九年のものを最初に、九三年のコンドルセの起草によるジロندانの人権宣言、同年六月のモンタニャールのもの、および九五年の権利・義務宣言がある。これらはいづれも憲法の前文的的位置におかれ、憲法とは不可分のものであるが、その他に私人の人権宣言草案もすくなくない。私は、さきの四つの人権宣言と、私人のものとしてロベスピエールの宣言草案をとりあげ、それらを一応憲法とは切りはなして比較考察し、それらがいづれもその時々々の歴史的状況を反映したものであり、ブルジョワ的性格において共通している点を、人権宣言の内容を分析することによつて、実証しようと試みた。

## は し が き

フランス革命と人権宣言といえは、われわれはすぐに、一七八九年八月に公布された、「人間および市民の権利宣言 *Déclaration des droits de l'homme et du citoyen*」をおもいだす。たしかに、この宣言は、フランス革命の指導原理、いわゆる「八九年の原理」を明示したものと、

革命の全期間を通じて主導的な意義をもつものであり、またフランス革命が残した最も重要な文化遺産の一つとして、十九世紀を通じ、いな今日においてもなお常にかえりみられる、いわば世界的意義をもつ貴重な文献の一つである。オーラル *Anlard* はその著「フランス革命政治史 *Histoire politique de la Révolution française*」——この著は革命の真に科学的研究の出発点をなすものとして、今日、

極めて高く評価されているものだが——の冒頭に、次のように書いている。「このフランス革命政治史の中で、わたくしは、人権宣言の諸原理が、一七八九年から一八〇四年まで、諸制度の中にいかに働らき、論議、出版物、諸党派の行動、いろいろな与論の表現の中に、どのように説かれたかを、示そうとおもう。これらの原理の二つのもの、すなわち、権利の平等と国民主権の原理は、最もしばしば、新しい政治国家の形成に当つて主張された。歴史的には、それらは、革命の本質的原理である。時期時期に応じて、ひとびとは、いろいろに、それらを考え適用した。これらのうつり変りの物語、それがこの書の主目的である」

確かに、八九年の人権宣言の重要性は否定しえない。しかし、革命の全期間を通じて、公布された「人権宣言」は、ただこの八九年のもののみではなかつた。一七九三年六月に採決され、その後、全人民の人民投票によつて可決された九三年の憲法——いわゆる革命暦第一年の憲法、もしくはモンタニャールの憲法とよばれる——の冒頭にも、新しく「人権宣言」が示されており、さらに一七九五年の憲

法——いわゆる革命暦第三年の憲法——の前にも、「人間および市民の権利義務宣言」がおかれている。これらの「人権宣言」は、その精神、表現様式などにおいては、八年のそれと根本的に異なるものではないが、その内容や規定の細部においては、後に明らかにするように、注目すべき差異が多く存する。

これらの「人権宣言」は、いわば、公式に宣明されたものであるが、それら以外にも、個人的に、構想された草案や、公けに討議されながらも結局公布されなかつたものなど、多数の「人権宣言」案がある。それらの中でも、とくに注目に値するものは、九三年四月二十一日にジャコバン協会で可決された、いわゆるロベスピエールの「人権宣言」草案と、九三年五月二十九日に採決されたジロンドンの「人権宣言」——これは主としてコンドルセ Condorcet の起草にかかり、いわゆるジロンドン憲法の前におかるべきもの——とであらう。

わたくしは、この小論において、これら五つの「人権宣言」、すなわち年代的に配列すれば、(一)、八九年のもの、

(二)、九三年のシロンダンのもの、(三)、九三年のロベスピエールのもの、(四)、同じく九三年のモンタニヤールのもの、(五)、九五年のものを比較研究し、その表現形式、内容の差異、それぞれの特色などを、革命の推移と関係させて、すこしく考察してみた。

⑥ Aulard, *Histoire politique de la Révolution française*, Avertissement, v.

⑦ これらのものの他に、数多くの「人権宣言」が起草され、その数は約三百ほど達したと云われ<sup>10</sup>。cf. Alengry, Condorcet, *guide de la Révolution française*. 1904. p. 263. なおそれらの中でも、とくにボヤセト Boissel の「サンキエロットの人権宣言」は共産主義思想を示すものとして、注目に値する。cf. Buchez et Roux, *Histoire parlementaire de la Révolution française*, XXVI. 107, Jaures, *Histoire socialiste de la Rév.* fr. VIII. 110-111.

⑧ ここで使用したテクストについてはおこらう。八九年のものとは九三年のモンタニヤールのもの、九五年のものは Aulard et M. Gutzewitch (ed.), *Les déclarations des droits de l'homme*. (1929) より、九三年のシロンダンのものは Duguit et Monnier, *Les constitutions et les principales lois politiques de la France depuis 1789*. (1932) p. 36—38 による。

フランス革命と人権宣言(前川)

り、ロベスピエールのもものは Buchez, *op. cit.* XXVI. 93—97 によつた。なおこれらの宣言は、つづれも英訳されて Stewart, *Documentary Survey of the French Revolution* (1931) である。これらの人権宣言は、憲法と不可分の関係にあるもの故、当然両者を結びつけて考察すべきであるが、本論では叙述の都合で一応切りはなして考察した。なお論末に附録として、これらの宣言を邦訳した故、参照しつつ本論をよまれた。

### 一 一七八九年の人権宣言

一七八九年の人権宣言、詳しくいえば、八九年八月二十六日に憲法制定議會で可決され、十月三日に国王に受理された、十一月三日に公布され、一七九一年の憲法の冒頭におかれた、「人間および市民の権利宣言」については、すでに数多くの研究が試みられている。その起源に関する有名な論争をはじめ、成立事情、内容分析、その意義や価値などについても、多くの実証的研究や批判的論文が提供されている。ここで、わたくしは、これらの著作や論争を紹介しようとするのではない。「人権宣言」そのものに即して、その特質を、歴史的背景から、究明しようと試みるだけ

ある。<sup>②</sup>

短かい前文と全十七条からなるこの人権宣言の根底にある基本思想は、一言でいえば、自然法思想である。人間の諸権利を、神や国家や君主から与えられたものでも、法律によつて附与されたものでもなく、「自然で不可譲で神聖な」ものと規定し、それ故にこそ、それらの諸権利が、「承認され、宣言され」ねばならぬとしている。(前文) 第一条の前半は、それを、極めて簡潔に力強く示している。以下の諸条は、この根本思想の説明と註釈といつてもよい。ところで、この十七条の宣言の中に示された具体的内容(対象)は、大きく次の三つに分けることができる。(一)、本来の意味での人間の権利に関するもの、(二)、主として平等に関するもの、(三)、公法の一般的原理に関するもの。(一)本来の意味での人間の権利に関する条項は、八か条あるが、決して秩序よく配列されてはいない。例えば人間の権利として、自由、財産、安全、王政に対する反抗をあげ(第二条)、この中でも「自由」を最も重要視し、自由の定義とその限界(第四条)をのべ、ついで自由の保証―安

全をのべ(第七、八、九条)、思想の自由(第十条)、出版、検閲の自由(第十一条)にふれ、最後に、第十七条で、人間の権利としての財産(所有)権をとりあげている。これらの諸条項にみられるものは、主として、人間の権利としての個人的(肉体的)自由と思想(言論)の自由であり、社会的自由、すなわち、社会が個人の自由を犠牲にすることがあることには全然ふれていない。しかも個人的自由でも、明白な信仰の自由、請願、結社、集会の自由、あるいは経済的自由などには、全くふれていないことに注意する必要がある。

(二)平等に関するものは、わずか三か条にすぎないが、しかし、その内容をよく考察すれば、(一)の人間の権利に関するものほど詳細に規定されず、その適用の範囲を拡大する余地をかたりのこしていること、自由よりも平等に力点をおくことに配慮していることが、感得される。例えば、社会的差別を認めないことを明言し(第一条)、法の前の平等を主張しているばかりでなく、さらに、広くあらゆる平等にまで拡大しうる可能性を含ませ(第六条)、課税の平

等（第十三条）に言及している。これらの諸条項から、宣言の起草者たちが、自由よりも平等に大きな位置を与えていたことが推察される。

(三)公法の一般的原理に関するものとしては、国民主権を明言したものの（第三条）、一般意志の表現としての法の規定（第六条）、法律を保証するものとしての公権力（第十二条）、公権力維持のための課税の必要（第十三条）、課税に関する規定（第十四条）、公務員の責任（第十五条）、および三権分立の原理（第十六条）などがある。これらは、いわば、新しい政治的秩序の基礎原理であり、人間の権利に直接関係せず、むしろ市民としての権利に関するものといえよう。

このような粗雑な分析によつても、この宣言が、綿密な方法的な原理の展開、理論家の頭から生れた哲学的なテーゼではなく、ある歴史的状况の中で、急いで作成されたものであることが推察される。しかるに従来、この宣言に対して、次のような非難が加えられている。すなわち、この宣言は、抽象的な人間類型を対象として書かれたもので、人類についての永久不変の真理を、ならん歴史的状况を考

慮することなく成文化したものであり、しかもそれを具体的な人間の支配に適用しようと試みたため、当然無秩序を生みだした。その意味で、この宣言は有害で不必要で悪しきものであると。

たしかに、この宣言は、一見すると極めて抽象的観念的であり、十八世紀哲学、とくにルソンの政治思想の影響が強くていてる。しかし、これを作成された歴史的状况の中において考察すると、決して抽象的なものではなく、この宣言を生みだした歴史的ミリュエが、強くさまれているのがわかる。

オーラールが指摘しているように、この宣言は二つの観点、すなわち過去を破壊するものとしての否定的 *negative* な観点と、未来を建設する肯定的 *positive* な観点から、考察することができる。今日のわれわれは、第二の観点、八九年以後のフランスの政治的社会的プログラムとして考察することが多いが、八九年当時の人々は、主として前者の観点から考えていた。

この宣言も、多くの法律文書や当時の風習に従つて、一

般的な言葉で原理的にのべられてはいるが、これを作成した人々——憲法制定議会の人々にとつては、各条項は決して抽象的観念的なものではなく、その一つ一つが、いわば、自分たちが蒙つてきた事例に強く結びついていた。例えば、(a)主権が国民にあるとの規定(第三条)は、フランスがもはや国王の所有物でないこと、(b)法律以外には服従しないこと(第四条)は、国王や若干の閣僚のわがまま勝手な支配を認めないこと、(c)法律による以外は、逮捕拘留されないこと(第七条)は、*Lettre de cachet* などの単なる行政命令では逮捕されないこと、(d)判決までは無罪である(第九条)は、苛酷な拷問は認めないこと、(e)法の前での平等(第六条)は、特権の廃止、(f)王政への反抗(第二条)は、七月十四日の事件(バステュー襲撃)が合法的なものであることなどを、明確に前提とするものである。このような原理的な点のみでなく、この宣言における力点のおきかた、あるいは、この宣言にふれられてない諸点を考えると、宣言がすぐれて歴史的所産であることが明らかとなる。例えば宗教について考えよう。当然信仰の

自由の明記が予想されるのに、極めて消極的にしか規定(第十条)されず、前文には、はつきりとカトリック的な神 *Dieu supreme* の存在が示されている。「ほとんど全く共和主義的であり、民主的である」この宣言が、ただこの宗教の一点に関してそうでないのは何故であろうか。それは、(一)当時のほとんどすべての非キリスト教的フランス人は、理神論者であつたこと、(二)大衆は熱心なカトリック教徒であつて、新教やユダヤ教に無関心であつたこと、(三)僧侶、とくに下級僧侶の協力を議会(ブルジョワジー)が欲していたこと、などがあげられよう。

ブルジョワ的な憲法制定議会が決定したこの宣言に、所有権に関する規定がわずか一カ条(第十七条)で、しかもこの権利については、詳細な規定がなされていないのは、なぜだろうか。それは、この権利は、すでに十八世紀においてほとんど確立され、貴族などが、領主としての地位を確保するために、この権利を用いていた。アンシャン・レジーム下での問題は、この権利の確立よりも、むしろ公権力によつて勝手に没収されないことであつた。この条項で

は、所有権が賠償されることなしに奪われることのないことを明記し、あわせて、八月四日の夜の宣言——封建制度の廃止、封建的権利の買戻し——を正当化したのである。<sup>⑤</sup>

これら宗教や所有権に関する規定が簡単なものに反して、個人の自由の保証、法の支配、権利の平等などに関する規定が、かなり詳しいのは、これらこそ、アンシャン・レジーム下で最も無視されたものであり、ブルジョワジーが最も強く要求していたものだったからである。さらに経済的自由や結社の権利などの規定は、この宣言には含まれていないが、前者については、すでに、その一部分（例えば商業の自由）が実現されていたこと、第三身分の中で、階級分化が生じ、利害の対立があつたため、また、後者については、結社を禁止しようとしたからではなく、僧侶、同業組合その他既存の特権的団体の解体が行なわれつつある時に、これを宣言するのは時機をえたものでないと考えられたからであらう。

このように考えると、この八九年の宣言の眼は、未来よりもむしろ過去にむけられていることがわかり、それは解

体しつつあるアンシャン・レジームの復活を恐れるブルジョワジーの見解を端的に示しているといえる。その意味で、この宣言は、「アンシャン・レジームの死亡証明書」である、とみることができらる。

しかし、この宣言は、単に過去の否定を宣明したものにどまらず、未来への指標ともいうべき積極面をもつていることも明らかである。この宣言が革命によつて樹立されるべき新しい政治秩序の原理の基礎を示すものであることは、その前文にも明確にのべられているが、条項の中には、具体的に適用すれば、おそらく、制定者の企図（ブルジョワ的政治秩序）の枠をこえるべき性格を含んでいるものすらある。例えば、制定者（ブルジョワジー）たちは、当時決して普通選挙に基づき民主政や共和政の樹立を望んでいなかったにも拘らず、権利の平等の規定（第一・六条）や国民主権の規定（第三条）の論理的帰結は明らかにそれを予想せしめる。さらにさきの分析でみたごとく、平等にかんずるの力点が与えられ、第一条、第二条の意味を考えれば、それが人為的なものもろの不平等を指向していることも明

らからである。また、個人の自由が、状況に應じて法によつて制約されることのあることをものべ（第五条）、平時と戦時とて人間の権利が同一でありえないことをも暗示してゐるとすれば、この宣言が、社会主義と対立すべき性格のものでないことも分る。「社会主義は、一七八九年に樹立された社会組織とは強く矛盾するとしても、それは、八九年の原理の極端で、危険な論理的帰結<sup>⑦</sup>」とも考えられる。

このような新しい社会建設としてのプログラムは、この宣言においては、なお *demi-ombic* にしか示されていないにしても、それが実現さるべき新社会の理想を志向 *direction of intention* <sup>⑧</sup> していることは明らかであり、その志向は、部分的にはあれ、革命の進行とともに実現されたのである。

ところで、八九年のブルジョワジーたちが、かくも大胆な、自己の要求する政治秩序——立憲君主政——を超えたる内容をもつ宣言を行つたのは、一つには彼らの背後にある民衆の支持を考えた、（あるいは、それに押された）からであり、主としては、その強い自信の故に他ならなかつ

たと考えられる。要するに、この宣言は、「古い悪弊に対する含蓄ある非難であると同時に、新しい秩序の哲学的教義問答<sup>⑩</sup>」であつた。

以上の考察からでも分るように、この八九年の宣言は、当時革命の指導権を握つていたブルジョワジーによつて制定され、その政治理想——ブルジョワ的個人主義——を表明したものに他ならないが、しかし、そこに示された人間の権利としての自由と平等とは、状況に應じて、ブルジョワジーの枠を超える志向を内含してゐた。「それは両刃の剣であつて、やがてはこれを作つた人々に対してもむけられる」ものであり、また「原理や理想の宣言が不充分で、一つ以上の解釈を許すことは、決して欠点ではなく、むしろ *Virtue*」<sup>⑪</sup> なのである。そして、宣言のこの志向は、革命の進行とともに、事実となつて具体化する。

①この宣言の前文と最初の三カ条は八月二十日、第四—九条は二十一日、第十条は二十三日、第十一—十四条は二十四日、第十五条—十七条は二十六日に可決された。(Andard, *Déclarations* p. 15, note 2.)

②この宣言に関する研究は、イェリネツグとブートミの起源につ

- いての論争を中心に、多く刊行されている。イェリネックによれば、この宣言の直接の源は、アメリカの独立宣言、とくに、一七七六—八三年にできた各州の憲法にある権利宣言であり、より根源的な源としては、個人の良心の自由を主張するカルヴイニスムにあるとする。これに対し、ブートミはアメリカやカルヴイニスムの影響を否定、或は過少視し、その源をルソーの「社会契約論」や十八世紀思想に求める。なおその他にも、アメリカの州憲法がフランス人の間に知られていたことは明らかだが、またルソーの思想も強くしみこんでいたことも確かだとする学者もある。八九年の人権宣言に関する主要な参考文献として次の如きものがあつて、G. Jellinek, *Die Erklärung der Menschen-und Bürgerrechte.* (美濃部達吉訳、人権宣言論その他、日本評論社) Boutmy, *Études politiques*(1907). Walch, *La déclaration des droits de l'homme.* (1903). Marcaggi, *Les origines de la déclaration des droits de l'homme de 1789.* (1904). Becker, *The Declarations of Rights of Man,* (Art. in *Encyclopaedia of Social Sciences.*)
- ④ Anlard, *Histoire politique.* 45.
- ⑤ Anlard, *op. cit.* 44.
- ⑥ Lefebvre, *The Coming of the French Revolution.* 175.
- ⑦ Anlard, *Hist. polit.* 45.
- ⑧ *ibid.* 48.
- ⑨ *ibid.* 45.

フランス革命と人権宣言(前川)

- ⑩ Lefebvre, *op. cit.* 217.
- ⑪ Mathiez, *La Révolution française.* I. 77.
- ⑫ Thompson, *The French Revolution.* 99.

## 二 ジロントンの人権宣言

八九年の人権宣言は、一七九一年の憲法の前におかれて、それとともに公布された。しかし、宣言のいわば基本理念である権利の平等と人民主権の原理は、この憲法においては、決して完全に実現されなかつた。そこにあるものは制限選挙制であり、立憲君主政であつた。宣言と憲法のこの矛盾は、どうして解決されたのであろうか。

一七九二年八月十日の事件、すなわち王権の停止の結果、普通選挙によつて形成された国民公会(Convention Nationale)は、成立の翌日(九月二十日)、共和政を宣言した。さきの人権宣言と九一年憲法の矛盾は、ここで一応解消したわけであるが、この新しい事態に應ずる新憲法を制定する必要があつた。国民公会は憲法委員会(Comité de Constitution)を設け(十月十一日)<sup>①</sup>、各方面より広く意見をき

き、憲法草案の作成に着手した。この憲法委員会は主としてジロンドン議員からなつていたが、草案作成の中心人物はコンドルセであつた。<sup>④</sup> 新らしい憲法草案——それはふつうジロンドン憲法とよばれ、その前文に三十条からなる人権宣言をもつものである——が、国民公会に提出されたのは、数カ月後の九三年二月十五日であつた。しかし、この憲法草案の審議は二月二十日にはじまり、以後、四月十七日まで行なわれることがなかつた。

この討論延引の理由は、おそらく、九三年三月におけるフランス軍の敗退やデュムリエ Dumouriez の裏切りが、フランス共和国を危機におとし入れていたことや、国民公会の成立以来、次第に激化してきたジロンドン対モンタニヤールの抗争が、九三年の二、三月には国内の物価高や食糧難の経済問題とからみあつて尖鋭化し、モンタニヤールが、ジロンドンの憲法を審議することを欲しなかつたためであらう。

ともかく、四月十七日からはじめつた憲法草案の討論は、五月二十九日までつづいた。しかし、それも「毎週月水金

に行われる」という規則に従わず、<sup>①</sup> 「内外の危機より生じた重大問題によつて、たえず中断された。軍事的敗退、ヴァンデの反乱、モンタニヤールとジロンドンとの抗争などが、議員の全関心をひき」、<sup>⑤</sup> いわばその間の余暇に憲法討論が行われた有様であつた。

討論はまず、「憲法の基礎としての人権宣言」から行われた。短い前文と本文とが、第一読会で採決されたのは四月二十六日である。そして結局、このジロンドン人権宣言が修正可決されたのは、五月二十九日、すなわち、ジロンドンの失脚をもたらした五月三十一日―六月二日の革命の前夜であつた。ところで、この間の人権宣言に関する討論において、モンタニヤールは、種々の点で、ジロンドン草案に反対した。その中で最も注目すべきものは、四月二十四日にロベスピエールが提出した「人権宣言草案」であらう。

ところで、五月三十一日―六月二日の革命によつて、国民公会からジロンドンの指導者が多数追放され、モンタニヤールが政権を獲得した。コンドルセが数カ月間苦心して

作成した憲法草案は、今や全く無視され、モンタニヤールの手によつて、新らしく憲法草案が急速に作成された。公安委員会の指図によつて設けられたエロー・ド・セシエル Hérald de Schelles を中心とする新憲法委員会は、一週間足らずで草案を作成し、六月十日には国民公会に提出し、数回の討論を経て、同月二十四日には可決された。これが九三年の憲法、あるいはモンタニヤール憲法とよばれるものであり、この憲法の前にも、三十五條からなる人権宣言がつけられている。九三年におけるこの三つの人権宣言、——ジロンダン、ロベスピエール、およびモンタニヤール——は、どのような類似と差異、特質をもつものであろうか。それらは八九年の宣言と較べて、どのような点で、革命の展開を反映しているだろうか。

まずジロンダンの宣言から考察しよう。コンドルセによつて起草されたこの人権宣言——それは、「人間の自然的・市民的・政治的諸権利の宣言草案 *Projet de déclaration des droits naturels, civils et politiques des hommes*」と題され、権利の内容がやや具体化されている——は、短か

い前文と三十三條の本文からなつてゐる。八九年の宣言とくらべると、そこに流れている根本思想や、その形式的な表現は同一であるが、本文が約倍加しているだけに、内容がより完全に、明確になつてゐる。すなわち、八九年の宣言の中の「あるものは修正され、あるものは削られ、あるものは附加され、全体として、よく調整され体系化されてゐる。」<sup>⑤</sup>八九年の宣言が、いわば「自然的諸権利のモザイク」であつたのに対し、ジロンダンの宣言は、各條が厳密明確に規定され、秩序づけられ、組織化されている点に、特長がある。例えば、この宣言の第一条に、まず人間の自然的権利として、自由、平等、安全、所有権、社会保証、正政に対する反抗権の六つがあげられ、第二条以下で順次にそれらが詳しくのべられる。すなわち、自由は二一六條、平等は七一九條、安全は十一七條、所有権は十八—二十一條、社会保証は二十五—三十條、反抗権は三十一—三十二條に規定され、二十二—二十四條の三カ條には、租税、教育、救貧が、最後の三十三條には憲法改正権が示されている。このような整然とした体系的構成は、他の人権宣言

にはみられない所であり、恐らく数学者としてのコンドルセの天才の片鱗を示すものといえよう。

ところで、この宣言の前文で、まず注目されるのは、その実証性、世俗性である。八九年のそれが、極めて荘重にドグマ的な形でのべられているのに対し、これは簡潔に、「人間社会の目的、権利の基礎としての社会契約（ Pacte Social ）、権利の保証としての憲法、憲法に先行すべきものとしての宣言」をのべ、八九年のその、「最高存在の前で：」のような宗教的荘重さは全然もつていない。これに対し、ロベスピエール（ Robespierre ）の宣言草案はその前文で、「不滅の立法者 （ Les législateurs immortels ） の眼前で：」とか、モンタニャールや九五年のそれも、ふたたび「最高存在の前で：」とと理論的思想をのぞかせており、それらにくらべても、コンドルセのものは、実証的世俗的である。

基本的人権として平等と社会保証の二つを新らしく明記し、さらに教育、救貧、憲法修正権の三カ条を新らしく挿入し、宗教の自由を明確に規定しているのは、八九年のそれに比して、この宣言の新らしい点である。さらに「一切

の官職の世襲」に反対し（三十三条）、主権を「国民」ではなく、「全人民」にあると規定している（二十七条）のは、明らかに九二年八月十日事件（王権の停止）以後の新らしい状況に応じたものであり、所有権の規定が、かなり詳細になつてゐるのは、政権を確保した革命的ブルジョワジー（とくにジロダンの）意向を反映したものと見える。教育、救貧の規定を加えていることは、この宣言が、八九年のそれより、「社会的」だといわれる点であり、確かに革命における民衆の要求と力——七月十四日、八月十日などにおける——を承認したものと考えられるが、反抗権に關する規定において、「圧政に対する反抗の方法は憲法によつて規定されねばならない」（三十二条）として、合法的反抗のみを許容しているのは、依然民衆の非合法的勢力——コンミュニオン（ Communions ）やそれと結ぶモンタニャール——の抬頭を恐れるジロダンの宣言は、八九年のそれよりも、よりリベラルであり、より個人主義的であるといえるにしても、果してより社会的だといえるであろうか。かりにそのよう

にいいうるとしても、それは八九年から九三年初までの革命の推移、とくに九二年八月十日以後有力化したジロンドン・ブルジョワジーの枠内においてであることは明らかで、この点で、コンドルセの人権宣言は、ジロンドン・ブルジョワジーの人権宣言と断定しえよう。

従つてこの宣言の審議において、モンタニヤールから、しばしば猛烈な反駁や修正が試みられた。討論の詳細についてはここでのべる余裕はないが、ただ、モンタニヤールの指導者の一人であり、ジアカバン協会の憲法委員であつたロベスピエールの反駁とその人権宣言草案についで、次に若干考察しよう。

- ①この憲法委員会は九名の委員と六名の補助委員よりなる。九名の委員の中 Paine, Brissot, Pétion, Vergniaud, Gensonné, Condorcet の六名はジロンドン派であり、Barrère, Danton はモンタニヤールで、他に Sieyès がある。補助委員の中の三名はジロンドンである。従つて計十五名の委員の中、ジロンドンが九名を占めており、ジロンドンの委員会と考へうる。だがコンドルセは当時モンタニヤールともみなされていたから、中立的立場と考へると主張する学者もある。(Alengry, Condorcet, 190ff.)
- ②憲法起草の中心人物がコンドルセであつたことは、アララングリの

フランス革命と人権宣言(前川)

の詳細な研究で明らかである。Alengry, Condorcet, 227ff.

③Aulard, Histoire politique, 287.

④Aulard, Ibid. 289. しかしアララングリの引用によると「月、水、土」となつて居る。(Alengry, op. cit. 255)

⑤Aulard, Ibid. 289.

⑥ジロンドンの人権宣言草案は、三十三条からなるが、五月二十九日に可決されたものは、若干の修正が加えられ、三十条になつて居る。「信仰の自由」に関する規定以外には本質的な変化はない。本論文では、三十三条の草案を中心に考察した。

⑦邦訳は附録(二)参照。

⑧Alengry, op. cit. 384.

⑨Alengry, op. cit. 369.

⑩Deslandres, Histoire constitutionnelle de la France. I. 267.

⑪Aulard, La Société des Jacobins. V. 26, 32.

### 三 ロベスピエールの人権宣言

ロベスピエールは、ジロンドン人権宣言草案の審議に際し、九三年四月二十四日の会議で次の三点について、痛烈な反駁を行ない、みずからの人権宣言草案を提示した。

(一) 彼はまず、所有権を否定したり、財産の平等を主張したりするものでないことをのべ、「個人の幸福よりも、

公共の福祉 *le bien public* が必要であり、富裕を追究するより、貧困を名譽あるものにするのが大切だ<sup>①</sup>として、所有権にも制限を設けるべきことを主張する。「人間の最初の財産であり、自然からえた最も神聖な権利である自由ですら、他の権利という制限をもつと正しくものべながら、何故この原則を一つの社会制度 *institution sociale* である所有権にも適用しないのか。あたかも、自然の永遠の法則が、人間のとりきめ *conventions* よりも不可侵でないかのように。諸君は所有権の行使に最大の自由を確保するため、条項をふやした。しかも所有権の性格や正統<sup>レジティマティ</sup>さを定義するために一言もいつていない。だから諸君の宣言(ジロンダンの宣言)は、人間のためではなく、金持ち、買占人、投機家、圧政者のために作られたもののようにである。」<sup>②</sup> ロベスピエールはこうのべて、所有権に関する次の四ヶ条を提案する。一、所有権は、各市民が法律によつて保証された財産の一部分を享有し処分する権利である。二、所有権は、すべての他の権利と同じく、他人の権利を尊重するという義務によつて制限される。三、それは、同

胞の安全、自由、生存、所有権を害することはできない。四、この原則を侵すあらゆる所有、取引きは不法であり非道徳である。<sup>③</sup>

(二) 次にロベスピエールは、ジロンダン宣言の租税に関する規定(二十二条)を攻撃する。「諸君は課税が、人民もしくはその代表者の意志以外からは出ないという原則を主張しながら、全人類が要求する規定、すなわち、累進課税 *impôt progressif* の基礎を忘れてゐる」とし、「公課については、市民の財産の高に従つて、すなわち市民が社会からえる利益に従つて、累進的に、公共の費用を支払うように義務づける原則が、事物の本質と永遠の正義から明らかに引き出された原則である」と主張し、租税の条を次のように規定することを提案する。「収入が、その生計に必要なもの以上に出ない市民は、公共の費用への支払いを免ぜられる。その他の市民は、その財産の高に應じて累進的に公共の費用を援助しなければならない。」<sup>④</sup>

(三) 最後にロベスピエールは、「すべての人々を、すべての国民に結びつける友愛の義務 *devoirs de fraternité*、

その相互援助の権利」「専制君主に反対する人民の永遠の同盟の基礎」が忘れられ、無視されていることを指摘し、「諸君の宣言は、地球の一隅に囲まれた一群の人類のためになされ、自然が居住地として土地を与えた大きな家族のためになされたのではないと諸君はいうであらう。」しかし彼は、革命の精神を世界の隅々にまで流布すべきことを主張する。その規定として、「一、あらゆる国の人間は兄弟であり、それぞれ相異なる人民は、同じ国家の市民のように、その力に依りて互に助け合わねばならない。二、一國民を抑圧するものは、あらゆる國民の敵と自から宣言するものである。三、自由の進歩を妨げ、人間の諸權利を無にするために、一人民に戦を行ふものは、すべての人民によつて、普通の敵としてではなく、暗殺者、反逆的強盜として追究起訴されねばならない。四、國王、貴族、暴君は何人であれ、地上の主権者——人類——に対し、また宇宙の立法者——自然——に対し反抗する奴隷である」を提案する。

ロベスピエールのこれらの条項は、彼が演説の後で提示した人権宣言案——それはすでに四月二十一日のジャコバ

ン協会の會議で可決されたもの——の中に、他の条項とともに組入れられている。かなり長い前文と三十七条からなる彼の宣言草案は、さきのジロンドン宣言にくらべると、いろいろな特色があり、彼および当時のモンタニヤールの政治理想がはつきりと示されている。この草案の前文は、八九年のそれと同じく莊重な調子のもので、「宇宙の前で、不滅の立法者の眼前で à la face de l'univers et sous les yeux du législateur immortel」、人間および市民の諸權利を宣言するとのべる。ロベスピエールの宗教性のあらわれであらう。

ついで、「生存の保持と自由とに必要な權利が人間の主要な權利」と規定し（第二条）、それが万人にとつて平等に属するものであること、すなわち、まず權利の平等を主張する（第三条）。自由（第四条）よりも平等がさきにのべられ、ついで集會の權利、思想出版の自由があげられる。この宣言草案で最も注目すべき点は、さきにあげた所有權に関する条項（第七—十條）、労働の權利を認めた条項（第十一條）、累進課税の原則の規定（第十三條）であらう。オーラー

は、これらの諸条項よりして、そこにモンタニャールの社会主義的傾向——それは外面的なものにすぎないが——がみられるとする。そして彼はこのような社会主義、社会の急進的改革は、決してロベスピエールやモンタニャールが心から欲していたものではなく、民主的性格の強いジロンドン憲法草案に反対し、それを不人気 *depopulaiser* にするために、政治的戦術 *tactique politique* にすぎず、事実彼らが政権を握つた後の六月に起草されたモンタニャール宣言草案には、このような規定は放棄されている。この点で、ジロンドンとモンタニャールの対立は、根本的な原理的な対立ではなく、単なる党派的な敵愾心の対立にすぎず、両者とも根底的な社会革命を欲しなかつた点では一致する、と力説している。ジロンドンとモンタニャールとの対立が、階級対立であるか、それとも同一階級内部での党派的対立であるかについては、後述するが、ここではロベスピエールの宣言草案の中に、個人主義的所有を制約する社会政策的な要素が含まれていることだけを指摘しておく。<sup>⑩</sup>

ロベスピエールの宣言草案の第二の特色は、友愛の原

則に基づいた諸国民の権利についての条項(第三十四条—三十七条)である。これらの規定が、対外戦争における革命精神の宣伝条項であることは明らかである。ジロンドンの挑戦政策に反対していた彼が、ジロンドンの宣言草案にはなく、その憲法草案の最後に挿入されていたこの武装宣伝の問題を、堂々と宣言の中にもち出したのは何故であろうか。当時デムリエの裏切りによつて、大きな打撃をうけた革命を、内外の反革命勢力に対して防衛する必要、また外国と暗々裡に平和交渉を試みつつあつたダントンの政策を妨げるために、世界革命や、普遍的な世界国家の理論に熱中していた、多くの革命的団体の援助を期待したからであろう。<sup>⑪</sup>しかしこの武装宣伝の条項が、モンタニャールの人権宣言にはなく、その憲法ではむしろ反対に、不干渉政策が明記されていることを併せ考えれば、オーテールが強調するように、この条項もまたジロンドンに反対するための一つの政治的戦術であつたともいえよう。

確かにロベスピエールの草案は、ジロンドンのそれに反対するための反対としての要素を多分に有している。しか

し、それにも拘らず、そこにモンタニヤールの、いなどくにロバスピエールの政治理想が露呈されていることも否定できない。そこには「サンキュロットの世界主義と社会主義との光が、未知の広い未来の上に、その地平線を開いてゐる」といふやう。だからこそこのロバスピエールの人権宣言は、ある程度社会主義の最初の表現であり「ルイ・フィリップのもとで、また第二共和政を通じて、フランス社会主義者の憲章となり」えたのであらう。

① Buchez et Roux, op. cit. XXVI. 130.

② *ibid.* 131.

③ *ibid.* 131—132. これらの条項は、彼の草案の第七—十条に収められてゐる。

④ *ibid.* 132.

⑤ この規定は彼の草案第十三条。

⑥ これらの規定は、彼の草案第三十四—三十七条にある。

⑦ Anlard, *Jacobins*, V. 150. Buchez, *ibid.* 97.

⑧ 彼の人権宣言草案にはテュクストにより条項の數に若干の差異がある。こゝでは、Buchez の引用するものによつた。(Buchez, *ibid.* 93—97)。なお Stewart, *A Documentary Survey of the*

*French Revolution* (1931), p. 430—434. 参照。

フランス革命と人権宣言(前川)

⑨ Anlard, *Histoire politique*, 291—292.

⑩ アラングリはロバスピエールのこの傾向を、社会主義というより「*solidarisme*」<sup>⑪</sup> として、オーラルに反対してゐる。

(Alengry, op. cit. 254. note. 2)

⑪ 憲法第十三章。

⑫ Jaurès, op. cit. VIII. 120—121.

⑬ *ibid.* 122.

⑭ Deslandres, op. cit. 258.

⑮ Anlard, *Histoire politique*, 291.

#### 四 モンタニヤールの人権宣言

ところで、シロンダンの人権宣言草案は、ロバスピエールその他のモンタニヤールの反駁をうけつつも、五月二十九日の會議で一應修正可決された。しかし、その直後に起つた五月三十一日、六月二日の革命によつて、シロンダンの指導者の多数が国民公会から追放され、シロンダンが完全に政權を喪失したために、宣言は公布されることなく流産してしまつた。新らしく政權を握つたモンタニヤールは、その地位を確保するために、とくに多数のシロンダンの

地方逃亡によつて、ほとんどフランス全土に拡がったブルジョワ的反革命運動であるフェデラリスト *Federalistes* の反乱を鎮圧するために、急速に新しい憲法を制定する必要があつた。既述のように、エロ・ド・セシエルを中心とする新憲法委員会は、公安委員会の指令に基づき、六日閣で草案を起草し、六月十日には国民公会に提出し、二十四日に可決された。この憲法——それは九三年の憲法、或いはモンタニャール憲法とよばれ、すべてのフランス憲法中で最も民主的なものといわれる<sup>①</sup>の前にもまた、三十五条からなる人権宣言が附せられている。このモンタニャール人権宣言は、ジロンドンやロベスピエールのそれとくらべて、どのような特色をもつものであろうか。

このモンタニャールの宣言は、さきのジロンドンのものと大差なく、その形式にすこし変化があり、若干民主化されているが、根本では同一である。例えば、この宣言の五、八、十二、十三、十四、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十四、二十五、二十八の各条は、ジロンドンの九、十、十二、十四、十六、十七、十八、十九、二十一、

二十二、二十四、二十九、二十七、三十三の各条と全く同じである。

しかし、両宣言の間には、若干の注目すべき差異も存した。例えば、ジロンドンの宣言がほとんど前文らしいものをもたないのに反し、モンタニャールのそれは、八九年の前文と類似した前文をもち、「最高存在の前で：」と、宗教的莊重さを香わせている。前者が第一条で基本的人権を列挙しているのに対し、後者はまず「社会の目的は共同の幸福 *Bonheur commun* である」として、個人主義的傾向よりは、いくぶん社会主義的色彩を強く出している。この原則は後にバブーフ主義の公式となる。そして人間の自然権として、「平等、自由、安全、所有権」をあげ(第二条)、自由よりも平等を先においている点も注目される。さらに前者には婢僕 *Domestique* に関する規定がないのに対し、後者では、それを明白に否認している(第十八条)。

しかし、最も注目すべき点は反抗権に關してである。ジロンドン宣言が、圧政に対する反抗を人間の自然権と認めながらも、いわば合法的な手段による反抗しか容認しな

つたのに対し、モンタニヤール宣言は、この権利を自然権として列挙せず、「人間の他の諸権利の結果」である（三十三条）としつつも、「社会の一員が抑圧された時、また社会が抑圧された時は圧政である」（三十四条）とし、さらに「政府が人民の諸権利を侵害した時には、暴動（*insurrection*）は、人民にとつて、最も神聖な権利であり、最も不可欠な義務である」（三十五条）とし、反抗権を大胆に許容しているだけでなく、暴動をも神聖化し、人間の義務とさえしている。恐らくこれは、直接には五月三十一日と六月二日の革命を正当化したものと考えられる。

救済および労働の権利についても、両者に差異がみられる。ジョンダン宣言では、「公けの救済は社会の神聖な負債であり、その範囲と適用とは法によつて決定される」（二十四条）と規定しているのに対し、モンタニヤール宣言では、「社会は、不幸な市民に対して、仕事を与えてやるか、或いは、働けないものに対しては、生活手段を確保してやることによつて、生活の糧を与えねばならない」（二十二条）として、明らかに労働の権利を認めている。すて

にのべたように、労働の権利はロベスピエールの宣言草案にもみられるところ（第十一条）であり、モンタニヤールの抱く社会主義的政策の一面を示すものである。その他集會（第七条）、請願（第三十二条）の権利や、行政官の過失を罰する規定（第三十一条）なども注目すべき事項である。

しかし、モンタニヤール宣言の基本的性格はその所有権に関する規定にみられる。所有権は、モンタニヤール宣言では、第十六―十九条の四カ条に規定されているが、それは、ジョンダン宣言の条項（第十八―二十一條）とほとんど同じである。ロベスピエールが強調した所有権の制限や累進課税の原則は、モンタニヤール宣言には全然あらわれない。これは極めて注目すべき事実である。モンタニヤールの宣言がジョンダンのそれよりも、社会主義的色彩をおびていることは肯定しなければならぬとしても、所有権に関する限り両者の規定が全く同一であることは、両者の対立が決して本質的には階級対立ではなく、同一階級（革命的ブルジョワジー）内での党派的对立にすぎないことを実証するものではなからうか。両者はともに所有権を

神聖不可侵な権利と考ふるブルジョワ個人主義的理念に立脚し、決して、いわゆる社会主義的原理に立つ社会改革を意図してはいない。モンタニヤールの社会主義的傾向は、極言すれば、社会政策的なものにすぎない。むしろ、九三年の六月以後のモンタニヤールの支配においては、自由な個人主義的原理に背反する諸法律、いわゆる革命法 *lois révolutionnaires*——例えば国家総動員法、嫌疑者法、最高価格令など——が多く公布されている。しかしこれらの革命法が、決してモンタニヤールの自発的積極的な意図によつて發布されたものでなく、内外の事態の危機にのぞんで、民衆の要求と実力とにおされ、モンタニヤール政権（国民公会や公安委員会）が、不本意ながら公布せざるをえなかつたことは、革命政治 *Gouvernement révolutionnaire* ①の展開、これらの諸革命法の成立過程をみれば明らかである。②

いずれにせよ、モンタニヤールの人権宣言は、その憲法とともに、「未来に対する民主的なプログラムであると同時に、とくに現実の事態に応ずるための、内乱を阻止するための応急の必要物であつた」③。それは所有権に何らの制

限を附してないことによつて、フェデリリスト反革命運動の中心勢力である地方ブルジョワジーに安心を与えるとともに、パリの民衆には労働権、反抗（暴動）権、「共同の幸福」を約束することによつて、彼らの支持をえ、新しく成立したばかりの政権を確保しようと思つたものと考えられる。

① Anard, *Histoire politique*. 305.

② *ibid.* 305.

③ しかし、モンタニヤール人権宣言の前文で、「人民の幸福」が主張されていることは、注目に値する。

④ この点については、拙稿「フランス革命と独裁の問題」（京大人文科学研究所紀要第七冊・十八世紀フランス・昭和二十七年三月）を参照。

⑤ Anard, *Histoire politique*. 308.

## 五 一七九五年の人権宣言

一七九三年六月、人権宣言とともに国民公会で可決された新憲法は、その後各地で人民投票によつて承認され、八月十日の記念日にパリで盛大な記念祝祭が行われた。しか

し憲法制定と同時に当然解散すべき国民公会は、この日に非解散を決議し、新憲法の實際的適用を延期した。そしてこの「憲法によらない政治」、いわゆる革命政治は、十月十日の法令によつて公式に宣言され、フランスは一種の革命独裁をもつことになつた。<sup>①</sup>今までの諸人権宣言に規定された個人の諸権利、諸自由は、極端に制限され、身体の安全も脅かされ、いわゆるテルルールが展開された。何故、またどのようにして、この革命独裁が行われたか、その本質は何であるかなどの問題はここでは論じないが、国民公会、次いで公安委員会の独裁は、ついにロベスピエールの個人的独裁にまで進展した。かつてはみづからの人権宣言草案を起草したそのロベスピエールが、その宣言の原則を否定する政治を行わざるをえなかつたところに、フランス革命の急激な展開がうかがわれる。

ロベスピエールの独裁は、一七九四年七月二十七日（テルミドール Thermidor 九日）に崩壊し、いわゆる反動的なテルミドリアン支配が始まり、革命政治機構は次々と解体していつた。いままで抑圧されていた反革命諸勢力

——反動的ブルジョワジ、王党派、僧侶——が擡頭し、反面、新らしく追放されたジャコバンは民衆と結合して暴動を起し、政局は極めて不安定であつた。不安定な事態を安定させるために、テルミドリアン国民公会は、一七九五年八月二十二日新らしい憲法を制定した。これが革命暦第三年の憲法とよばれるものである。その起草者であるテルミドリアン共和主義者と立憲君主主義者たちを指導したものは「民主政への道を阻止すると同時に、かつてのような独裁の出現を予防する」二つの原則であつた。<sup>②</sup>そしてこの憲法の前にも人権宣言、詳しくは、「人間と市民の権利と義務の宣言 Déclaration des droits et des devoirs de l'homme et du citoyen」が附加されてゐる。

この宣言は権利に関する二十二条と義務に関する九条からなるが、前者は八九年の宣言と類似し、時には文字通りの再現そのものもある。オーラルは、この権利宣言が、八九年よりも「より多くリベラルであるが、よりすくなく民主的 moins démocratique だ」と評している。<sup>③</sup>この宣言を、さきのモンテニール宣言に比較すると、その変化

の大きいのに驚ろく。モンタニャー宣言の中にあげられていた数々の人間の諸権利は、ここでは著しく減少し、「自由、平等、安全、所有権の四つが、社会における人間の権利」としてあげられ（第一条）ているにすぎない。思想、出版、信仰、営業などの自由の規定は、すべて憲法の最終の章、「一般的規定 dispositions générales」の中に与えられて、宣言には明記されていない。さらに以前の諸宣言にあつて、この宣言にない主要な規定は、「社会の目的」、「人間は生れながらにして自由であり平等である」、「婢僕身分の否認」、「救貧」、「教育」、「労働の権利」など、とくに反抗権の規定が全然欠如していることは、極めて注目すべき点である。さらに興味あるのは、「法律は、市民またはその代表の多数によつて表明された一般意志である」（第六条）として、一般意志の濫用をおそれ、それに制約をつけている点である。反抗権の欠如とこの制約とは、下からの反政府運動を恐れたテルミドリアンの意図を端的に示したものであろう。

この宣言が、とくに平等をば「法律がすべての人にとつ

て同一であること」（第三条）とだけ規定し、自由の一種の属性と化したこと、従つて、国家の機能が、この自由を保証し、秩序を維持することによつて、実際には、市民の一部を他のもの、とくに富者に従属せしめることにあること<sup>①</sup>、も注目すべきであらう。

しかし、九五年の人権宣言で最も特色のあるのは、義務宣言を附加したことであらう。テルミドリアンは反抗、暴動を極度に恐れ、人間の義務を規定した「道德的説教」を宣明した。この義務宣言がいかに道德的説教にすぎないものであるかは、各条をよめば直ちに明らかになる。第一条は、実用的価値のない自明の事であり、第二条は倫理の原則であり、第四条は、無用なものであり、第六・七条は余りにも素朴であり、第八条もそれ自体としては無意味なものである。当時若干の効果があるとすれば、祖国への奉仕を強調する第九条のみであらう。<sup>②</sup>要するに、このような義務宣言の存在そのものこそ、「人間の善性と不可謬性と」ロベスピエールのドクマに対する抗議であり<sup>③</sup>、ひたすら社会の安定を欲したテルミドリアンの、「市民生活のため

の教義問答」に他ならない。

①革命独裁としての革命政治の形成過程についての詳細は、前掲拙稿「フランス革命と独裁の問題」参照。

②Lefebvre, *Les thermidorien*, 164.

③Aulard, *Histoire politique*, 569.

④Lefebvre, *op. cit.*, 165.

⑤Deslandres, *op. cit.*, 295.

⑥Aulard, *op. cit.*, 570.

## むすび

一七八九年の人権宣言、九三年の三つの人権宣言および九五年の権利義務宣言の、五つの宣言の簡単な考察からして結論しうることは、それらが、いずれもその表現においては、類似の、一見極めて抽象的なものであるにかかわらず、それぞれの条項の内容、規定の仕方、取上られた条項や削除された条項、あるいは、配列の順序、力点のおき方などからみて、宣言の起草発布された当時の歴史的状况、フランス革命の諸段階、宣言起草者の階級的立場、その政治理想ないしは社会思想を、簡潔にはあるが、明確に露

フランス革命と人権宣言（前川）

呈していることである。もしフランス革命を、バステュー占領（八九年七月十四日）、王権の停止（九二年八月十日）、ジロンドン没落（九三年六月二日）、テルミドール反動（九四年七月二十九日）の諸事件によつて区分しうるとすれば、上述の宣言は、それぞれこれらの諸時期の歴史的状况を反映しているものといえる。この点で最も興味があるのは、九三年のジロンドン、ロベスピエール、モンタニヤールの三つの人権宣言であろう。

さきにもふれたように、九三年のジロンドンの人権宣言とモンタニヤールのそれとの間には、若干の差異、例えば後者が社会民主主義的な傾向をもつ条項を若干ふくませ、民衆の要求にある程度答えるものをもつてにしている、両者が所有権の規定において、同一であり、それになんらの制限を設けず、それを「神聖にして不可侵な権利」とみなしている点、全く八九年の宣言（第十七条）以来のブルジョワ的所有権の理念に貫ぬかれていたのであつて、そこには、本質的な階級対立はみられない。ジロンドンとモンタニヤールの対立を、マティエーズ Mathiez のように階

級対立とみるか、ゲラン (Guérin) のように、同一階級（革命的ブルジョワジー）<sup>①</sup>の中の党派の対立とみるか、<sup>②</sup>は直ちに断定しえないが、すくなくとも、人権宣言に關する限りにおいては、ゲランの見解が妥当すると思われる。そしてこのことは、モンタニヤール宣言とともに制定された憲法が、民衆の前衛 *avant-garde populaire* であるアンラージュ <sup>③</sup> *Enragés* の一派によつて、そのブルジョワ的性格を痛烈に非難されていることを、考えあわすときには、一層はつきりする。アンラージュの代表的人物ジャック・ルー Jacques Roux はこう叫んでいる。「革命の四年間で利益をえたのは金持ちだけだ。欺詐師どもの財産が、人命よりも神聖なのだろうか。当局は武力を自由に行使することができるのに、どうして、生活物資を徴発しないのか。立法者（議員）たちは、戦争を宣言する、すなわち人間を殺す権利をもつているのに、どうして家庭を守る人々（民衆）を抑圧したり、飢えさせたりするのを妨げる権利をもたないのだろうか。商業の自由とは暴政を行う権利では断じてない。」<sup>④</sup>

それでは、ロベスピエールの宣言草案にみられる所有権の制限、累進課税の原則、労働の権利の主張や、モンタニヤール宣言の社会政策的な規定はどう考えるべきであろうか。オーラールのように、単にジロンドンに反対するため、表面的な政治戦術とみなすべきであろうか。それが一つの戦術であつたことは確かである。しかし何故、そのような戦術を必要としたのであろうか。ジョレスはこの間の事情を次のように説明している。「彼（ロベスピエール）は、政治的にいえば、ジロンドンの裏切りの無氣力が革命を失わしめる故に、ジロンドンを排除するのに無産者を必要とすることを、よく知つていた。民衆のために、たんに政治的権利だけでなく、生活の確保を要求する活動的粗野な党派が、自己の左翼に形成されているのをみた。彼は、その所有権の法式によつて、この民衆的な無産階級の力を、革命的権利に決定的に具体化しようとして試みた。彼はこの力の未来の發展を予測も予感もしなかつたが、とにかく、この未来の暗い運命（無産階級）が、革命において、その法的法式をもつことを欲したのである。この意味で、彼の

所有権の定義は、革命的賃金として無産階級に支払われた一種の革命的内金のようなものであり、その直接的努力と引きかえる、未来の信用の申出であつた。<sup>④</sup>

このジョレスの解釈はすばらしい。フランス革命を指導したものは確かにブルジョワジである。しかし、革命の敵に対して、真に革命を推進したものは、民衆の力であつた。八九年七月十四日、九二年八月十日の事件のように真に革命的な事件は、下からの民衆の力によつてのみはじめ、遂行された。九三年の初頭以来、敗戦と経済危機——物価高と食糧難——によつて、民衆の運動は活発になりつつあつた。ジロンドン対モンタニヤールの抗争の勝敗は、この民衆の力を利用しうるか否かにかかつていた。民衆に本能的な嫌悪をいだいていたジロンドン<sup>⑤</sup>ではなく、本来ブルジョワ出身でありながら、小市民その他の民衆の利害を代表するモンタニヤールが、ジロンドン打倒のために、この力を利用したところに、彼らの勝利があつた。六月二日の革命はまさにそれを実証した。人権宣言の討論も、ひつきよう、このジロンドン対モンタニヤールの政権抗争の一

齟であり、ロベスピエールの草案も、この民衆の力を利用するための約束手形であり、そこに彼のすぐれた「戦術」があつたというべきであらう。従つて六月二日の革命によつて政権をえたモンタニヤールが、本来の階級の本質に帰り、この約束手形の一部分しか支払わなかつたのも、当然であらう。いなそれ所か、六月以降の民衆の運動が、過激化するにつれて、これを抑圧する方向——独裁——に進み、ついに憲法適用の停止によつて、約束の一部分をも支払うことをやめたことは、はつきりと自己の革命行動の限界を示したものと見えよう。<sup>⑥</sup>

フランス革命における人権宣言が、ロベスピエールのそれを除いて、その本質においてすべてブルジョワ的性格のものであつたこと——それが作られた歴史的状况によつて多少のニュアンスはあるにしても、——は、以上の考察よりして明らかであらう。このことは、すでに古くマルクスが「ユダヤ人問題によせて」の中で、人権宣言における人間<sup>ブルジョワ</sup>の権利とは、ひつきよう「市民社会の成員の、共同体とは分離された、利己の人間」の権利にすぎないことを、鋭く

も指摘しているところであつた。<sup>①</sup>

しかし、同じくブルジョワ的人権宣言であるにせよ、十七世紀のイギリスの権利宣言や十八世紀のアメリカの諸宣言とくらべるとき、フランス革命のそれが、はるかに重要な世界史的意味をもつものであることも認めなければならぬ。イギリスの諸宣言にみられる人間の権利には、窮局において「イギリス人」の権利という制約をもつものである。すなわち、イギリスにおいてマグナ・カルタ以来の数々の権利に関する宣言において強調される人間の権利とは、イギリスの慣習法によつて既に存在し、イギリス人が享有していた権利であつて、宣言は、時々の特別の原因によつて、この権利を承認し解釈したものにすぎない。そこでは新しい権利や一般的な人権が承認されたのではない。<sup>②</sup>要するにイギリスの場合は、自然権といつても、そこに「イギリス人の」という限定があり、決して普遍的性格のものでないという特色がある。

これに対して、アメリカ独立に際して発せられた諸権利宣言は、個人が国家によつてはじめて権利主体となるとす

るイギリスの場合とは異なり、その自然的性質において、権利主体であることを明言している。この意味で、「普遍的な人間の権利」は、アメリカにおいて一応確認されたといえる。しかし、それが実際に適用されたか否かは疑問であり、黒人は奴隷としてこの「普遍的人間」から除外され、また各州の最初の憲法では制限選挙制が採用されている。

これらにくらべると、フランス革命の人権宣言は、「国民的」制約をこえて、最初から普遍的人間としての人権を明確に規定する。しかも、その適用においても、革命の進行過程に明らかのように、宣言の理念が実限され、普通選挙と国民主権(共和政)が行われた。しかもフランスにおいては、革命の進行とともに、人権としての自由よりも、平等が優位をしめてきたことは、宣言における平等の実現とともに、とくに注目しなければならぬ事実である。フランス革命の人権宣言のもつ世界史的重要性は、実はこの点にあるといつても過言でないであらう。

① Mathiez, La Révolution. II. 67.

② Guérin, La lutte de classes sous la première république.

I. 101ff.

③ Mathiez, La vie chère et le mouvement social sous la terreur. 216—217.

④ Jaurès, op. cit. VIII. 117.

⑤ Mathiez, La Révolution. II. 67.

⑥ この点については、「前掲拙稿「フランス革命と独裁の問題」参照。

⑦ マルクス・エンゲルス選集、補巻第四卷（大月書房刊）。

⑧ 前掲イェリネック・人權宣言論（美濃部訳四〇頁）。

（本論文は昭和二十六年度文部省科学研究費による研究の一部である。）

附 録

一 一七八九年の人權宣言

（人間および市民の權利宣言）

國民議會を構成するフランス人民の代表者たちは、人間の諸權利についての無知、無視あるいは輕蔑が、公共の不幸と政治の腐敗の唯一の原因であることを考え、莊重な宣言において、自然で不可讓な、人間の諸權利を、明らかにすることを決定した。それは、この宣言が、社会体の全成員につねに提供されていることによつて、た

フランス革命と人權宣言（前川）

えず全員にその權利と義務を思い出させるためであり、また立法權と執行權との行使が、あらゆる政治制度の目的と比較されて、つねに一そう尊重されるためであり、また市民の要求が、今後簡單で異論のない諸原理に基づくことによつて、つねに憲法の維持と万人の幸福とに役立ちうるためである。

従つて、國民議會は最高存在の前で、またその加護の下に、つぎのような、人間と市民の諸權利を承認し宣言する。

第1条 人間は生れながらにして、自由で權利において平等である。社会的差別は、ただ共同のためのみ基づく。

第2条 すべての政治的結合の目的は、人間の自然で消滅することのない諸權利の維持にある。その諸權利とは、自由、所有權、安全および正政に対する反抗である。

第3条 全主權の基礎は、本來的に國民の中にある。いかなる団体、いかなる個人も、明白に國民から出ない權威を行使することはできない。

第4条 自由とは、他人を害しないすべてのことができることである。だから各人の自然權の行使は、社会の他の成員に対して、この同じ權利の享受を確保する制限以外には、なんの制限もたない。これらの制限は法律による以外は決定しえない。

第5条 法律は社会に有害な行為のみを禁止する權利をもつていゝ。法律によつて禁止されない行為はすべて妨げられないし、また法律が命じない行為は、何人もなすように強制されることはありえない。

第6条 法律は一般意志の表現である。すべての市民はみづから、またはその代表者によつて、法律の制定に参与する権利をもつてゐる。法律は保護するものであれ、罰するものであれ、万人に対して同一でなければならぬ。法律の前では、すべての市民は平等であるからして、その能力に応じ、またその徳と才能によるほか、他の区別なく、あらゆる尊号、公けの地位および職務に平等につくことができる。

第7条 何人も法律の定めた場合、また法律の定めた形式による以外には、起訴、逮捕、拘留されることはない。ほしいまゝな命令を請願し、発し、執行し、もしくは執行せしめようとするものは処罰されねばならない。しかし、法律によつて召喚され、あるいは逮捕された市民は、直ちにそれに従い、抵抗すれば処罰される。

第8条 法律は厳正に、かつ明らかに必要な刑罰だけを定めねばならない。何人も違法行為以前に制定發布され、かつ合法的に適用された法律による以外は罰されることはない。

第9条 すべての人は有罪と宣告されるまでは無罪とみなされるが故に、その逮捕が不可欠と認められるにせよ、その身体の抑留に必要でない苛酷な取扱いは、すべて法律によつて嚴重に禁止されねばならない。

第10条 何人もその表明が、法律によつて認められた秩序を乱さないかぎり、宗教的意見であれ、自己の意見によつて脅かされることはない。

第11条思想や言論の自由な伝達は、人間の最も貴重な権利の一つ

である。従つてすべての市民は、自由に話し、書き、印刷することが出来る。ただし、法律によつて定められた場合は、これらの自由の濫用に対しては、責任がある。

第12条 人間および市民の諸権利の保証には、公権力を必要とする。従つてこの権力は万人の利益のために設定され、この権力を委ねられた人々の特殊の利益のために設定さるべきではない。

第13条 公権力の維持のために、また行政上の費用のために、課税が必要である。これはその資力に応じてすべての市民に平等に分担されねばならない。

第14条 市民は、みづから、またはその代表者によつて、公共の課税の必要を検証し、自由にこれを承認し、その用途をきき、かつその比率、査定、徴収および期間を決定する権利をもつてゐる。

第15条 社会は、すべての行政官公吏に対して、その報告を要求する権利をもつてゐる。

第16条 権利の保証が確保されず、権力の分離が定められていないすべての社会は、憲法をもたないものである。

第17条 所有権は不可侵で神聖な権利であるから、何人も合法的に認められた公共の必要が、明白にそれを要求し、かつ公正に予め賠償される条件の下においてでなければ、所有権を奪われることはない。

## 二 ジロンダンの人権宣言草案

(人間の自然的、市民的、政治的諸権利の宣言)

すべての社会的人間結合の目的は、その自然的、市民的、政治的諸権利の維持にあり、それらの権利は社会契約の基礎である。それらの確認と宣言は、それらの保証を確実にする憲法に先行しなければならぬ。

第1条 人間の自然的、市民的、政治的諸権利とは、自由、平等、安全、所有権、社会保証および王政に対する反抗である。

第2条 自由とは、他人の諸権利に有害でないあらゆることをなすることである。だから各人の自然権の行使は、社会の他の成員に、この同じ権利の享受を確実にする制限以外には制限はない。

第3条 自由の保持は、一般意思の表現である法律に従うことに依存する。法律によつて禁止されていないすべてのことは、妨げられないし、また何人も法律の命じないことをなすように、強制されることはない。

第4条 すべての人間は、その思想および意見の表現は自由である。

第5条 出版および思想を公表する他のあらゆる手段の自由は、禁止、停止、制限されることはない。

第6条 すべての人間は、その信仰の行使において自由である。

第7条 平等とは、各人が同一の権利を享受しうることである。

第8条 法律は万人に対して平等でなければならぬ。それが賠償することであれ罰することであれ、保護する場合であれ、禁止する場合であれ。

第9条 すべての市民は、すべての地位、職業、公職につくこと

ができる。自由な人間は、その能力と徳とによる以外には、その選択において、他の優越の動機を認めない。

第10条 安全とは、その身体、財産および権利の保持に対して、社会によつて各市民に与えられた保護である。

第11条 何人も法律によつて決定された場合、および法律が命じた形式以外には、裁判に召喚され、起訴、逮捕、拘留されることはありえない。市民に対してなされたあらゆるその他の行為は、恣意的であり無効である。

第12条 これらの恣意的行為を請願し、発し、署名し、執行し、執行せしめるものは、有罪であり、処罰されねばならない。

第13条 同様な行為を他人から行なわれんとした市民は、力によつて力を押しつける権利をもつ。しかし法律の權威により、法律に命ぜられた形式によつて、逮捕されたすべての市民は、直ちに従わねばならない。反抗すれば有罪となる。

第14条 すべての人間は、逮捕が不可欠と判断されても、有罪が宣告されるまでは無罪とみなされるが故に、その身体を確保するのに必要なあらゆる苛酷なことは、法律によつて、嚴重に禁止されねばならない。

第15条 違法行為以前に作られ公布され、合法的に適用された法律による以外には何人も処罰されえない。

第16条 法律が存する以前に犯された(その法律に対する)違法行為を罰する法律は、恣意的な法である。その法律に与えられた適及的效果は犯罪である。

第17条 法律は一般の安全に厳密にかつ明らかに必要な刑罰のみを与えねばならない。刑罰は違法行為に相応じ、社会に有用なものでなくてはならない。

第18条 所有権とは、すべての人間が、その財産、資本、収入および勤労を自己の意のまゝに処分しうることにある。

第19条 いかなる種類の労働、取引、耕作も人間に禁ぜられえない。彼はあらゆる種類の生産物を製造し、売、運ぶことができる。

第20条 すべての人は、その奉仕サービス、その時間を(他人と)契約することができ。しかし、自己自身をみづから売することはできない。彼の身体は譲渡可能な所有物ではない。

第21条 何人も本人の同意なしに、その所有物の最少部分を奪われることはありえない。しかし、合法的に認められた公共の必要が、それを明白に要求し、かつ正当で予め賠償される条件の場合を除く。

第22条 いかなる課税も、一般の有用と公共の必要に應じるため以外には、設定されえない。すべての市民は、みづから、またはその代表によつて課税の設定に参与する権利をもつ。

第23条 初等教育はすべての人にとつて必要であり、社会はそれを、すべての成員に、ひとしく行ふ義務がある。

第24条 公共の救済は社会の神聖な負債である。その範囲と適用とは法律によつて決定される。

第25条 人間の諸権利の社会保証は、国民主権に基づく。

第26条 主権は一人で不可分で、消滅することなく不可譲である。

第27条 それは本質的に人民全体にある。そして各市民はその行

使に参加する平等な権利をもつ。

第28条 いかなる、市民の部分的結合、もしくはいかなる個人も、主権を自己のものと主張し、法律の形式的委任なしには、いかなる権威をも行使したり、いかなる公職につきこともできない。

第29条 もし公職の限界が、法律によつて明白に定められないならば、またもしすべての公務員の責任が確定されないならば、社会保証は存在しない。

第30条 すべての市民は、この保証に協力する義務がある。そしてその名で喚ばれた時には法律に力を与える責任がある。

第31条 社会を結成している人々は、王政に対し反抗する権利をもつ。

第32条 ある法律が保証すべき自然的、市民的、政治的諸権利を侵害するときは王政である。——法律が個別的事例に対する適用に際し、公務員によつて侵害された時は王政である。——恣意的行為が、法律の表現に反して市民の諸権利を侵害するときは王政である。すべての自由な政治においては、これら様々の王政行為に対する反抗の方法は、憲法によつて規定されねばならない。

第33条 人民はつねにその憲法を再審し、改正し、変更する権利をもつ。一つの世代は未来の諸世代を、自分たちの法律に服従せしめる権利をもたない。また、すべての官職における世襲は不合理であり、専制的である。

### 三 ロベスピエールの人権宣言草案

國民公会に集つたフランス人民の代表者たちは、正義と理性の永遠の法よりでもない人為の法は、人類に対する無知、あるいは専制の暴行に他ならないことを認め、人間の自然権の忘却や軽蔑が、世界の犯罪と不幸との唯一の原因であることを確信し、莊重な宣言において、これらの神聖で不可譲な諸權利を、明示することを決定した。それはすべての市民が政府の行為を全社会制度の目的とたえず比較しうるることによつて、みづから決して専制によつて抑圧されたり、腐敗せしめられたりしないためであり、人民はつねに眼前にその自由と幸福との基礎を、役人はその義務規約を、立法者はその使命の目的を、もちうるためにである。

従つて國民公会は、宇宙の前で、不滅の立法者の眼前で、人間と市民との諸權利の次の宣言を宣明する。

第1条 全政治結合の目的は、人間の自然で不可譲な諸權利とそのすべての屬性の展開とである。

第2条 人間の重要な諸權利とは、人間の生存の維持と自由とに必要な權利である。

第3条 これらの諸權利は、肉体力、精神力に差があつても、すべての人間に平等に属するものである。權利の平等は自然によつて確立されている。社会はそれを損うどころか、それを空しいものにする權力の濫用に対して、それを守らねばならない。

第4条 自由とは、すべてその能力を、意のままに行いうる人間に属する力である。それは規則として正義を、制限としては他人の權利を、原理として自然を、保証として法律をもつ。

平和に集合する權利、印刷の手段によつてであれ、他のいかなる方法によつてであれ、自己の意見を表明する權利は、人間の自由の明白な結果であるからして、これを宣言しておく必要は、圧政の存在か、もしくはその最近の記憶のどちらかを予想するものである。

第5条 法律は社会に有害なものだけを禁止しえ、社会に有益なものだけを命令しうる。

第6条 人間の不可譲な諸權利を侵すすべての法律は、本質的に不正であり、専制的である。それは断じて法律ではない。

第7条 所有權は、各市民が法律によつて保証された財産の一部を享有し処分する權利である。

第8条 所有權はすべて他の權利と同じく、他人の諸權利を尊重するといふ義務によつて制限される。

第9条 それは他人の安全、自由、生存、所有に対して有害なものであつてはならない。

第10条 この原理を侵するあらゆる占有、取引は、本質的に不法であり、不道德である。

第11条 社会はその全成員に対して、仕事を与えるか、または働けないものには生存の手段を確保することによつて、全成員の生計をまかなう義務がある。

第12条 貧民に対する必要な救済は、金持ちが、貧乏人に対して負う負債である。この負債が弁償されねばならない方法の決定は、法律に属す。

第13条 収入がその生計に必要なもの以上に出ない市民は、公共

の経費への課税を免せられる。その他のものは、その富の範囲に応じて、累進的にそれを支払わねばならない。

第14条 社会はその全力をもつて、公共の理性の進歩をはからねばならない、教育を全市民の手のとどく範囲内におくようにせねばならない。

第15条 法律は人民の意志の自由で荘重な表現である。

第16条 人民は主権者であり、政府はその作品であり所有物であり、公務員はその使用人である。

第17条 どの人民の一部分も、人民全体の力を行使することはできない。しかし、一部の人民の表明する希望は、一般意志の形成に協力せねばならない人民の一部の希望として、尊重されねばならない。集会した主権者のどの部分(団体)も、全く自由にその意志を表現する権利を享有しなければならぬ。それは本質的に、他のすべての行政官庁より独立したるものであり、自由にその秩序と審議を定めることができる。人民は欲する時には、その政府を変え、その代表をリコールすることができる。

第18条 法律は万人にとつて平等でなければならぬ。

第19条 全市民は徳と才能以外のいかなる区別、人民の信任以外のいかなるタイトルなく、すべての公職につきうる。

第20条 全市民は人民の代表者の指名および法律の制定に協力する平等の権利をもつ。

第21条 これらの諸権利がむなしなもの、また平等が架空なものにならないために、社会は公務員に俸給を払い、労働によつて生活

している市民が、法律の召集する公けの集會に、自己と家族の生存を危くすることなしに出席しうるよう努力しなければならない。

第22条 全市民は行政官や政府の代理人に、彼らが法律の機関、執行者である場合には、敬虔に従わねばならない。

第23条 しかし、法律の名においてであれ、何人かによつてなされた、人間の自由、安全、所有権に反対するいかなる行為も、法律によつて決定された場合、または法律によつて定められた形式による以外は、恣意的であり無効である。法律に対する尊重そのものが、かゝる行為に従うことを禁止する。そしてそれが暴力によつて行われるならば、力によつてそれを排除することが許される。

第24条 公けの權威の保管者へ請願を提出する権利は、各個人に属する。それらの請願をうけた人々は、その目的である事からいついて立法しなければならぬ。しかし、上の権利の行使を禁止し、制約し、もしくは告発してはならない。

第25条 圧政に対する反抗は、人間および市民の他の権利の結果である。

第26条 社会のただ一員が抑圧された場合にも社会(全)体に対する抑圧であり、社会全体が抑圧された時には、その各人に対する抑圧である。

第27条 政府が人民の権利を侵害した時には、暴動は人民にとつて、またその各人および部分にとつて、最も神聖な権利であり、最も不可欠な義務である。

第28条 社会保証が一市民に欠けている時には、彼はみづからそ

の全権利を守る自然権に復帰する。

第29条 いづれの場合でも、王政に対する反抗を合法的形式に従わすことは専制の最後の顧慮である。

第30条 あらゆる自由な国家においては、法律は何よりもまず支配者の權威の濫用に対して、公私の自由を守らねばならない。人民が善良であり、役人が腐敗しやすいことを想定しないあらゆる制度は、有害なものである。

第31条 公職は名譽もしくは報償と考えられるべきではなく、ただ公共の義務としてのみ考えられねばならない。

第32条 人民の受任者の違法行為は、嚴重に直ちに罰せられねばならない。何人も、みづからが他の市民よりも不可侵であると主張する権利はない。

第33条 人民は受任者がなしていることを知る権利をもっている。受任者はその活動の忠実な報告をなし、公共の判断に尊敬をもつて従わねばならない。

第34条 すべての国の人間は兄弟であり、それぞれの国民は、同じ国家の市民のように、その力に応じて互に助けあわねばならない。

第35条 一国民を抑圧するものは、何人といえども、すべての人の敵であることをみづから宣言するものである。

第36条 自由の進歩を妨げ、人間の権利を損うために、人民に戦争を行うものは、普通の敵としてではなく、暗殺者、叛逆的強盗として、すべての人によつて追究されねばならない。

第37条 国王、貴族、暴君は何人であれ、地上の主権者である人

類、宇宙の立法者である自然に対して反抗する奴隷である。

#### 四 モンタニヤールの人権宣言

フランス人民は、人間の自然的諸権利の忘却と無視とが世界の不幸の唯一の原因であることを確信し、これらの神聖で不可譲な諸権利を、莊重な宣言において表明することに決した。それは、全市民が政府の諸行為を全社会制度の目的とつねに比較しえて、専制によつて抑圧され腐敗せしめられることがないためにであり、また、人民がつねにその眼前に、自由と幸福との基礎を、役人がその義務の規則を、立法者がその使命の目的を、もちうるためにである。

従つて、フランス人民は、最高存在の前で、人間および市民の権利の次の宣言を宣明する。

第1条 社会の目的は共同の幸福である。政府は、人間が自然で不滅の諸権利を享受することを保証するために設けられる。

第2条 これらの諸権利とは、自由、平等、安全および所有権である。

第3条 すべての人間は、自然により、また法の前で平等である。第4条 法律は一般意志の自由で莊重な表現である。法律は保護するにせよ、罰するにせよ、万人にとつて同一であり、法律は社会にとつて、正しくかつ有用なこと以外は命令することはできない。

法律は有害なもの以外は禁止することはできない。

第5条 すべての市民は公職にひとしくつくことができる、自由な人民は、その徳と能力以外には、その選択において優越の動機を

認めない。

第6条 自由とは、他人の権利に有害でないすべてのことをなす力である。自由の原理は自然であり、その規則は正義であり、その保証は法律である。その道徳的限界は、つぎの格言にある。すなわち、他人が汝に対してなすことを欲しないことを、汝は他人に対してなすな。

第7条 出版によつてであれ、他の方法によつてであれ、自己の思想や意見を表明する権利、公けに集合する権利、自由な祭式の使用は禁止されない。これらの諸権利を表明する必要は、専制の存在、またはその最近の思い出を想定するものである。

第8条 安全とは、社会の各成員が、その身体、権利および財産を保持するために、社会によつて与えられた保護である。

第9条 法律は支配者の専政に対し、公私の自由を保護しなければならぬ。

第10条 何人も法律によつて定められた場合、また法律の命ずる形式による以外には、起訴、逮捕、拘留さるべきではない。法律の權威によつて召喚、逮捕された市民は、直ちにそれに従わねばならない。反抗すれば罰せられる。

第11条 法律が定める場合または形式以外の、人間に対するすべての行為は恣意的であり、専制的である。暴力によつてその行為を行なわんと欲するものに対しては、力によつてそれを排除する権利をもつ。

第12条 恣意的な行為を請願し、強要し、署名し、行い、また行

わしめたものは、有罪であり、罰せられねばならない。

第13条 人間はすべて、たとえ逮捕が不可欠であると判定されても有罪を宣告されるまでは、無罪とみなされるがゆえに、その身体を確保するのに必要でないすべての苛酷なことは、法律によつて厳重に禁止されねばならない。

第14条 承認し、合法的に召喚された後か、また違法行為以前に發布された法律による以外には、何人も裁判され処罰されることはありえない。法律が存在する以前に犯された、その法律の違法行為を罰する法律は、専制的である。法律に与えられる溯及的効果は、一の犯罪である。

第15条 法律は嚴密かつ明白な刑罰のみを与えねばならない。刑罰は違法行為に相応じ、社会に有用なものでなくてはならない。

第16条 所有権とは、すべての市民がその財産、収入、その労働および勤勞の成果を享受し、自己の意のままに処分する権利である。

第17条 いかなる種類の労働、耕作、取引も市民の勤勞に対し禁じられえない。

第18条 すべての人間は、その率任、その時間を契約することができる。しかし自づからを売つたり、売られたりすることはできない。彼の身体は讓渡可能な所有物ではない。法律は決して婢僕を認めない。働く人と傭う人との間には、世話と感謝の契約以外にはありえない。

第19条 何人も本人の同意なしに、その所有物の最少部分を奪われることはありえない。しかし、合法的に認められた公共の必要が、

それを要求し、かつ、正当で予め賠償される条件の場合を除く。

第20条 いかなる課税も、一般の有用のため以外には設定されえない。すべての市民は、課税の設定に協力し、その使途を監視し、その報告をなさしめる権利をもつ。

第21条 公共の救済は神聖な負債である。社会は不幸な市民に対し、労働を与えるにせよ、あるいは働けない人に生活手段を確保し、やるにせよ、生計を与える義務がある。

第22条 教育は万人に必要である。社会は全力をもつて公けの理性の進歩をはかり、教育を市民の手のとどく範囲内におかねばならない。

第23条 社会保証は、各人とその権利の享受と保護とを確保する万人の行為にある。この保証は、国民主権に基づくものである。

第24条 公務の限界が法律によつて明白に決定されないか、全公務員の責任が確立されていないならば、社会保証は存しえない。

第25条 主権は人民にある。それは不可分で不滅で不可譲である。

第26条 人民のいかなる部分も、人民全体の力を行使することはできない。しかし、集会した主権者の各団体は、全き自由をもつてその意志を表明する権利を享受しなければならない。

第27条 主権をのつとる個人はすべて、即座に自由な人間によつて死刑にされる。

第28条 一人民は、つねにその憲法を再審し、改正し、変更する権利をもつ。一つの世代は未来の諸世代をその法律に従わせることできない。

第29条 各市民は法律の制定、その受任者もしくは代理人の指名に協力する平等の権利をもつ。

第30条 公務は本質的に一時的なものである。それは名誉、報酬としてでなく、義務として考えられねばならない。

第31条 人民の受任者や代理人の違法行為は、決して無罪ではありえない。何人も、他の市民よりも不可侵であると主張する権利はない。

第32条 公けの権威の保管者に請願を提出する権利は、いかなる場合でも、禁止、停止、制限されえない。

第33条 圧政に対する反抗は、人間の他の諸権利の結果である。

第34条 社会体のただ一人でも抑圧されたときには社会体に対する圧政である。社会体が抑圧されたときには、各成員に対する圧政である。

第35条 政府が人民の諸権利を侵害するときには、暴動は人民、および人民の各部分にとつて、最も神聖な権利であり、不可欠な義務である。

## 五 一七九五年の人権宣言

(人間および市民の権利義務の宣言)

フランス人民は最高存在の前で、人間および市民の権利、義務の、つぎの宣言を宣明する。

### 権 利

第1条 社会における人間の諸権利は、自由、安全、所有権であ

る。

第2条 自由とは、他人の権利に有害でないことをなしうることである。

第3条 平等とは、法律が保護するにせよ、罰するにせよ、万人に對し同じであることである。平等は出生によるいかなる區別も、權力のいかなる世襲も認めない。

第4条 安全は、各人の諸權利を確保するための、万人の協力の結果である。

第5条 所有權とは、財産、収入、労働および勤勞の成果を享受し、処分する權利である。

第6条 法律は市民もしくはその代表者の多数によつて表明されたい一般意志である。

第7条 法律によつて禁止されないことは妨げられることはない。何人も法律が命令しないことを強制されることはない。

第8条 法律によつて決定された場合、および法律によつて命ぜられた形式に從つてでなければ、何人も裁判、起訴、逮捕、拘留されることはない。

第9条 恣意的行為を請願し、發し、署名し、行いまた行わせるものは、有罪であり処罰されねばならない。

第10条 起訴された人の身體を確保するに不必要なすべての苛酷なことは、法律によつて嚴重に禁止される。

第11条 自ら承認し、合法的に召喚されるまでは、何人も裁判されることはない。

第12条 法律は犯罪に嚴密に必要で、違法行為に相応じた刑罰のみを与えねばならない。

第13条 法律によつて決定された刑罰を加重する取扱いは犯罪である。

第14条 刑法であれ民法であれ、法律は適及的効果はもたえない。第15条 人間はその時間と奉仕とを契約することができる。しかし、みづからを売つたり、売られたりすることはできない。彼の身體は讓渡可能な所有物ではない。

第16条 課税はすべて一般の有用のために設定される。それは納税者の間に、資力に応じて割当てられねばならない。

第17条 主權は本質的に市民の全体にある。

第18条 いかなる個人も、市民の部分的結合も、主權をみづからにもたえない。

第19条 何人も、合法的委任なしに、いかなる權威を行使することも、公職を保持することもできない。

第20条 各市民は、直接、間接に法律の制定、人民の代表者や公務員の指名に協力する平等な權利をもつ。

第21条 公職は、それを行使する人の所有物にはなりえない。

第22条 權力の分離が確立されず、その限界が定まつていず、公務員の責任が確保されていないならば、社会保証は存在しえない。

### 義務

第1条 權利の宣言は、立法者たちの責務をふくむ。社会の維持は、それを構成している人々が、その義務を知り遂行することを要

求する。

第2条 人間および市民のすべての義務は、自然によつて各人の心にとえられた、つぎの二つの原理からである。すなわち、他人にしてほしくないことは、他人にするな。他人からうけたいと思ふ善を、他人につねに行なえ。

第3条 社会に対する各人の責務は、社会を守り、社会に奉仕し、社会に従つて生活し、その代理人である人々を尊敬することである。

第4条 何人も、よき息子、よき父、よき兄弟、よき友、よき夫でなければ、よき市民ではない。

第5条 何人も法律に心から敬意に従うものでなければ、よき人間ではない。

第6条 法律を公然と侵す人は何人も社会に対して、みづから戦を宣するものである。

第7条 法律を公然と侵すことなしに、巧妙に法律をくぐるものは、何人もすべての人の利益を害するものである。彼はみづから、すべての人の善意と尊敬とに値しないものになっている。

第8条 土地の耕作、全生産物、労働手段、および全社会秩序は、所有権の維持に基づく。

第9条 市民はすべて祖国に、また自由、平等、財産の維持に奉仕しなければならない。法律がそれらを守るべく市民を召集するときは、

### 史林 前号目次(三四卷四号)

近世銀山の領有機構

小葉田 淳

グプタ朝印度社会の一考察

佐藤圭四郎

ドイツ帝国と文化闘争

広実源太郎

氣候馴化論の学史的背景

和田 俊二

〔学界展望〕 中国的封建社会への展望

池田 誠

〔書評〕 「東洋的近世」(宮崎市定著) 荒木敏一、

「近代における西洋人の日本歴史観」(牧健二著)

柴田実、「モヨロ貝塚資料集」(米村嘉男衛著)

坪井博足

### 史林 次号豫告(三五卷二号)

溜池灌漑地域における用水分配と農村社会

喜多村 俊夫

奈良と堺

永島福太郎

一八世紀英国農村における封建性の残存

新井嘉之作

西漢官僚の政治思想

江幡真一郎

越前国東大寺領庄園の経営

岸 俊男

# A Comparative Study of the Five Declarations of the Rights of Man

by

T. Mackawa

During the French Revolution there appeared many "Declarations of Rights of Man." If we confine ourselves to those which were publicly drafted and declared, there were at least three except the first famous Declaration of 1789—the Girondist Declaration of 1793 which was drafted by Condorcet, the Montagnard Declaration of June in the same year, and the Declaration of Rights and Duties of 1795. Besides them we find not few private drafts of declaration, though the declarations publicly announced were prefixed to the Constitutions and considered as inseparately connected with them.

Here I want to treat them apart from the Constitutions together with the Robespierre's and to point out that all of these declarations are apparently abstract and formal, but when we consider them in the light of the historical background by which they were produced, we find in them those historical forces reflected—the burning stages of the Revolution, the political and social ideals of the classes who have participated in the drafts and their promulgations. The most characteristic of all these crying articles, however, is the legislation on property, and except that of Robespierre each of them is pierced through the bourgeois idea which takes the right of property for sacred and inviolable. In view of these analysis I suggest that these declarations are but the brief expressions of bourgeois democratic society.

## Liberalism in Lao-tse and Chuang-tse

by

Y. Murakami

Liberalism is considered as the son of the Western world, but in the Oriental cradle we find an oriental liberalism. I am of the opinion